

平成25年3月28日

電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

平成25年4月1日より、電子入札案件で、新潟市電子入札運用基準に定める有資格業者側のシステム障害等で①から③のいずれかに該当する場合は、発注部局の承諾を得てから、入札手続きの当初又は途中から紙入札を行うことができますので、システム障害等が発生した場合は下記のとおり手続きを行ってください。

- ① 電子入札を行うためのICカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請予定又は申請中の場合
- ② 有資格業者側の不測のシステム障害により締切に間に合わない場合
- ③ その他各発注部局において、紙入札を行うことがやむを得ないと認められる場合

1. 紙入札方式参加承諾願（様式第1号）を発注部局に提出します

- ・ 入札公告に記載の申請申込締切日の午後3時（指名競争入札案件については、指名通知書に記載の電子入札締切日の午後3時）までに発注部局に届くように、原則持参により提出してください。
- ・ また、電子により入札参加申請を行ったのち、障害等の発生により承諾願を提出する場合は、入札公告に記載の電子入札締切日の午後3時まで発注部局に届くように、原則持参により提出してください。
- ・ 承諾（又は不承諾）について発注部局よりファックス等で連絡します。

2. 入札書を発注部局に提出します

- ・ 入札公告等に記載の電子入札締切日の午後3時まで発注部局に届くように、原則持参により提出してください。内訳書が必要な案件については、内訳書も一緒に提出してください。

注意事項

○発注部局は以下のとおりです

- ・一般競争入札案件 . . . 入札公告に記載の発注部署
- ・指名競争入札案件 . . . 入札通知書に記載の担当

○紙入札方式参加承諾願を提出した有資格業者にかかる**承諾後の入札手続きは全て紙**により行います

○電子くじについて

電子くじで用いているハッシュシードについては、「全応札者の入札時間(秒)の合計」も用いていますが、紙入札となった応札者については、発注部局の職員が電子入札システムに入札データを登録、格納した時間となります。

○再入札時の取扱いについて

紙入札を行った有資格業者については、発注部局が指定する日時までに**持参**により入札書を提出してください。